

# 烏山東風の会会則

## 第1条 名称と所在地

1. 本会は、烏山東風の会と称する。
2. 本会の事務所は、東京都世田谷区北烏山 6-11-11 昭和大学附属烏山病院（以下「烏山病院」という）内に置く。

## 第2条 目的

1. 本会は、発達障害者及びその家族の福祉を図り、家族および社会を明るくすることを目的とする。
2. 本会は、以下の活動を行う。
  - (1) 「家族のつどい」を烏山病院の協力のもとに主催し、会員への烏山病院からの情報提供や会員相互の情報交換、相互扶助に資すること。
  - (2) 会員同士の相談や会員相互の情報提供のための「しゃべり場」等の主催。
  - (3) 会員への情報提供を目的とした会報等の発行。
  - (4) 烏山東風の会のホームページによる情報提供。
  - (5) 会員相互の発達障害に関わる啓発及び研修会などの啓発活動への参加。
  - (6) 発達障害に関する国や自治体、その他に対する提言及びその実現のための活動。
  - (7) その他、発達障害者の福祉に関わること。

## 第3条 会員

1. 本会は、烏山病院で本人または家族が受診し発達障害と診断された方の家族、もしくは烏山病院が推薦された方のうち、この会の趣旨に賛同する有志（以下「会員」という）をもって組織する。
2. 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出する。
3. 会員は第6条に定める会費を納入する。なお、会費の未納が3か月以上継続した場合は退会とみなす。
4. 会員が本会を退会するときは、適宜書面によってその旨を届け出る。

## 第4条 役員等と組織

1. 本会の役員は次のとおりとする。

会長	1名
副会長	若干名
会計	1名
監事	1名
2. 会長は本会を代表し、会務を総括する
3. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は互選により決定した1名がその職務を代行する。
4. 会計は本会の経理にあたる。
5. 監事は役員の実務執行の状況を監査する。
6. その他、必要に応じ、総務、広報、渉外などを担当する役員をおく。
7. 役員は総会において選任する
8. 役員任期は1年とし再任を妨げないが、会長の再任は2期2年を限度とする。

9. 役員以外に、必要に応じ、世話人をおく。世話人とは自発的に本会の運営をサポートする意思のある会員で、役員とともに第5条第4項に定める世話人会の構成要員となる者をいう。

#### 第5条 会議

1. 本会の会議は、総会、役員会ならびに世話人会とする。
2. 総会は年1回開催し、会務の概要を決定する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
3. 役員会は必要に応じて開催し、会務に係る連絡・協議・決定を行う。なお必要に応じて世話人を参画させることができる。
4. 世話人会は、役員及び世話人により構成され、必要に応じ開催し、本会の運営を円滑に進め、支えるものとする。

#### 第6条 経理

1. 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。
  - (1) 会費 1家族1か月500円 半年3000円 1か年6000円
  - (2) 会員以外の方の家族のつどい、しゃべり場等への参加費
  - (3) 寄付金その他
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。また、会計報告は監事の監査を経た後、総会の承認を得る。

#### 附則

1. この会則の変更は総会において行う。ただし、重要でない会則の変更は役員会で行うことができることとし、その内容を次の総会において報告する。
2. 本会は平成25年10月1日をもって発足し、この会則は同日より実施する。
3. この会則は、平成26年6月7日から、一部改正して実施する。